

公認会計士の資格取得後の質の確保に係る対策について

1. 継続的専門研修(CPE) [根拠:公認会計士法] …参考資料(P3)
 - ・ 公認会計士は、資格取得後においても、公認会計士法(以下「法」)第 28 条の規定に基づき、資質の向上を図るため研修(CPE)を受けることが義務付けられている。
 - ・ 3事業年度で 120 単位以上の受講が必要。
 - ・ 日本公認会計士協会(以下「協会」)がCPEで認められる科目の設定を含め実施。
 - ・ 協会の自主規制として行っていたところを、平成 16 年度から法定化。
(注)平成 15 年改正において、公認会計士の登録の有効期間及び更新制度の導入については、CPE の効果を適切に評価したうえで、導入する方向で検討することが適切とされた。

2. 品質管理レビュー [根拠:公認会計士法] …参考資料(P4~)
 - ・ 協会は、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、法第 46 条の9の2に基づき、品質管理レビューを行う。
 - ・ 協会の自主規制として行っていたところを、平成 16 年度から法定化。

3. 上場会社監査事務所登録制度 [根拠:協会会則] …参考資料(P6)
 - ・ 協会は、上場会社の監査を行う監査事務所の品質管理体制への指導・監督を強化し、監査の信頼性の向上を図るため、平成 19 年度から上場会社監査事務所登録制度を自主規制として開始。
 - ・ 上場会社監査事務所登録数 約 150 事務所(平成 22 年1月現在)
 - ・ 上場会社監査事務所登録取消件数 1件(平成 22 年1月まで)

4. 公認会計士・監査審査会によるモニタリング制度[根拠:公認会計士法]…参考資料(P8~)
 - ・ 品質管理レビューについて、公平性・中立性・有効性の一層の向上を図る観点から、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」)によるモニタリング制度を、平成 16 年度から法定化。
 - ・ 審査会は、協会からの品質管理レビューに関する報告を受け、監査法人等に対して必要に応じて検査や報告徴収を行う。(法第 46 条の9の2第2項、法第 49 条の3)
 - ・ その結果、審査会は必要に応じて、監査法人等の業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁に勧告する。(法第 41 条の2)
[平成 18 年度以降勧告件数 14 件]

5. 公認会計士等に対する処分等 [根拠: 公認会計士法]

…参考資料(P9~)

〈業務管理体制の不備〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が公認会計士法で求められる業務管理体制の整備が不十分な場合(審査会の勧告案件等)の処分等。(法第 31 条第2項、法第 34 条の 21 第1項、2項)

〈虚偽証明〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が故意又は過失により、虚偽等のある財務書類を虚偽等の無いものと証明した場合の処分。(法 30 条、法第 34 条の 21 第2項)

〈法令違反〉

- ・ 公認会計士及び監査法人が公認会計士法の法令等に違反した場合(信用失墜行為(インサイダー取引、脱税行為等))の処分等。(法第 31 条、法第 34 条の 21 第1項、2項)

〈平成 16 事務年度以降の処分等実績〉

【公認会計士】

業務改善指示(0件)

戒告(0件)、二年以内の業務停止(33件)、登録抹消(7件)

課徴金納付命令(0件)

【監査法人】

業務改善指示(13件)

業務改善命令(2件)

戒告(8件)、二年以内の業務停止(5件)、解散命令(0件)

課徴金納付命令(0件)

6. 日本公認会計士協会による自主的処分 [根拠: 協会会則]

…参考資料(P14)

- ・ 協会の定める会則に基づき、会長は会員及び準会員(試験合格者等)に対して懲戒の処分をすることができる。
- ・ 懲戒の種類
 - 一. 戒告
 - 二. 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
 - 三. 除名(準会員に対して適用)
 - 四. 本会からの退会の勧告
 - 五. 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求
- ・ 協会の監査業務審査会は、会員の監査実施状況、監査意見の妥当性、倫理に関わる案件(準会員も対象)、について調査し、会長に意見具申する。
- ・ 協会の綱紀審査会は、会長から審査要請があった事案に係る会員及び準会員に係る法令等違反事実を調査・審議し、その処分内容を決定する。

継続的専門研修制度 (CPE: Continuing Professional Education)

- ・ 公認会計士法において、公認会計士は日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けることとされている。
- ・ 日本公認会計士協会は、公認会計士としての資質の維持・向上、及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、研修制度 (CPE) を設け、会員に対して毎年研修を行う。

○ 研修の方法

- ・ 集合研修、自己学習、著者等執筆、研修会等講師

○ 研修内容

- ・ 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項
- ・ 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

○ 研修の受講

1事業年度につき40単位以上

<必要な単位数>

- ・ 当該事業年度を含む直前3事業年度の合計が120単位
- ・ 1事業年度、20単位以上
(※業務を行わないなどの理由により、研修の必要単位数が軽減された場合に20単位未満であればその単位数)
- ・ 必須単位 (集合研修)
 - 職業倫理に関する研修科目…2単位
 - 監査の品質に関する研修科目…6単位 (※法定監査業務に従事する者に限る)

○ 研修の免除・軽減

【免除】…1事業年度を通じて、公認会計士業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には研修を免除

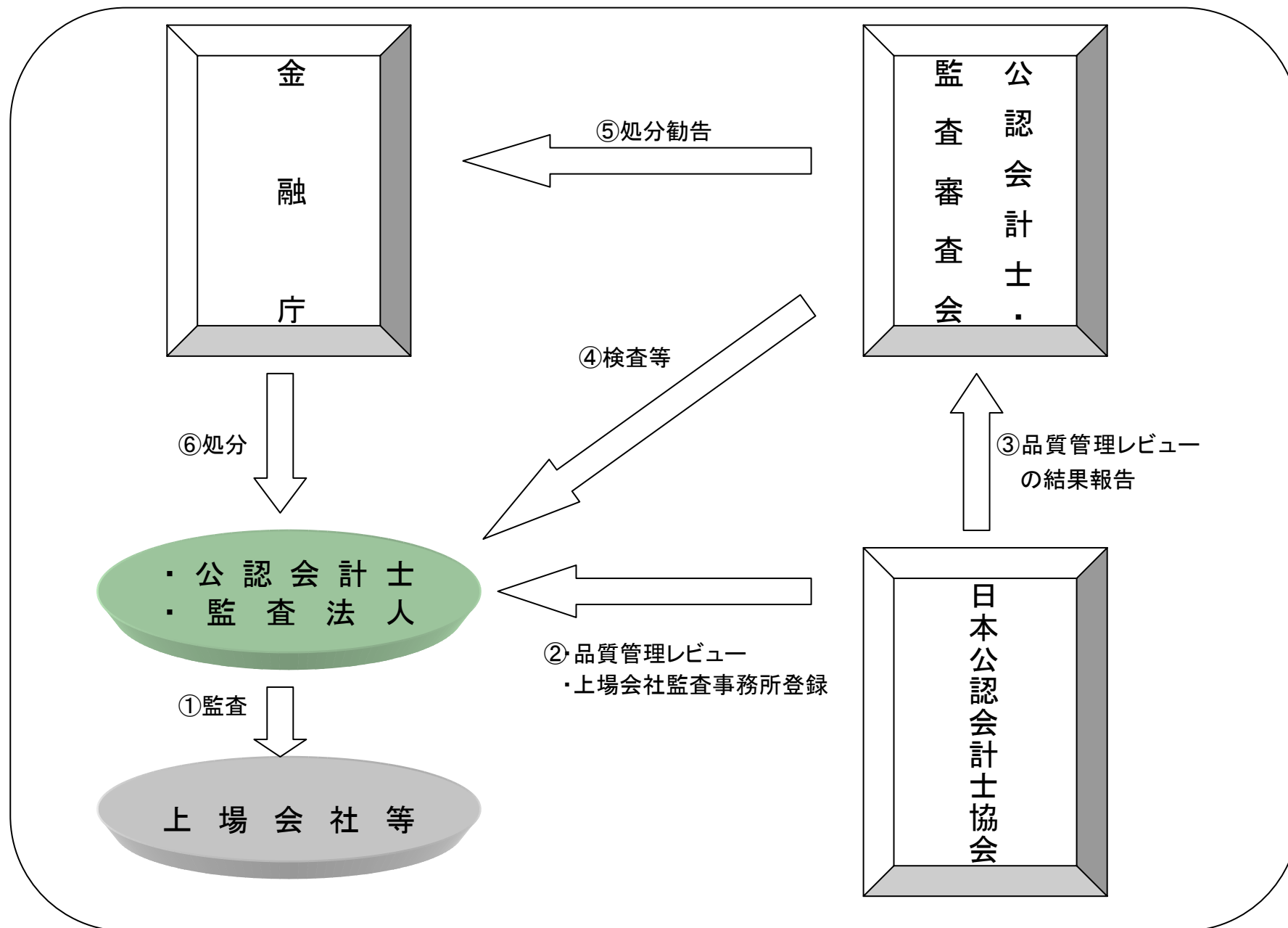
【軽減】…公認会計士業務を行わない期間が1事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には研修を軽減
(業務を行わない期間に応じて5単位にまで軽減)

<免除・軽減の対象事由(例)>

「一般企業に勤務」、「国又は地方公共団体に常時勤務」、「国会議員・地方公共団体の議会の議員」、「海外在住」、「療養中」、「育児」など

(注) 「名刺」、「事務封筒・看板」、「講演」などで公認会計士の肩書きを使用している場合は、公認会計士業務を行っているとはみなし
20単位の履修が必要

公認会計士及び監査法人に対する品質管理のスキーム



協会による品質管理レビュー制度

① 品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象に、原則として3年に一度は品質管理レビューを実施。レビュー結果に基づき、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を監査事務所に交付。

② フォローアップ・レビュー

監査事務所が講じた品質管理レビューの改善措置について、その改善状況を必要に応じて確認。

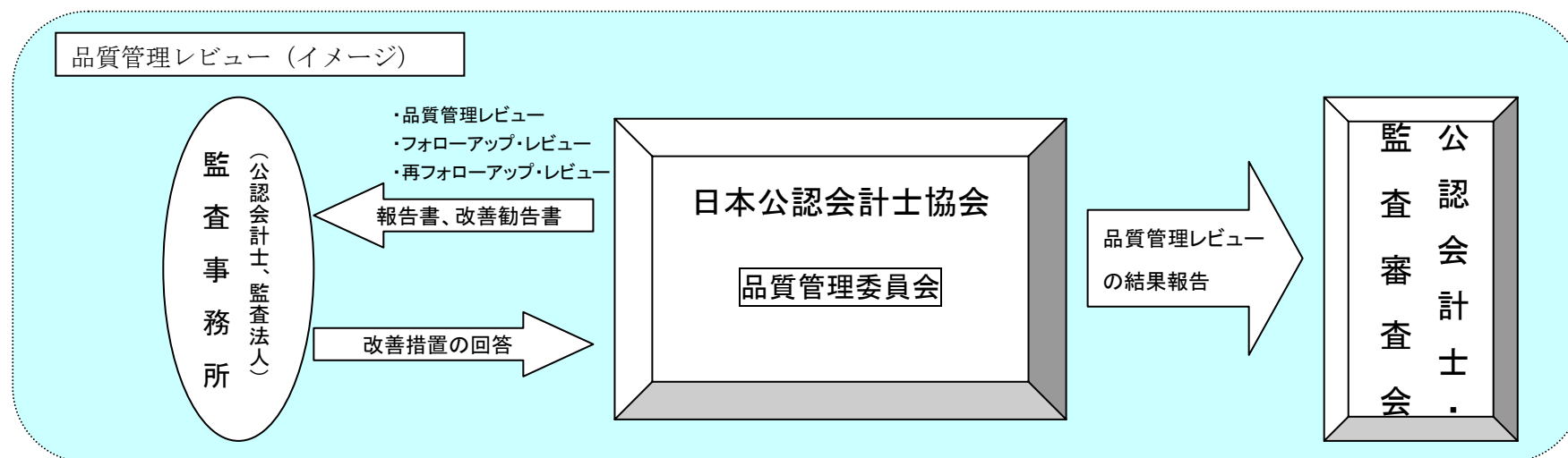
③ 再フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューで改善が不十分とされた監査事務所について、その改善状況を確認。

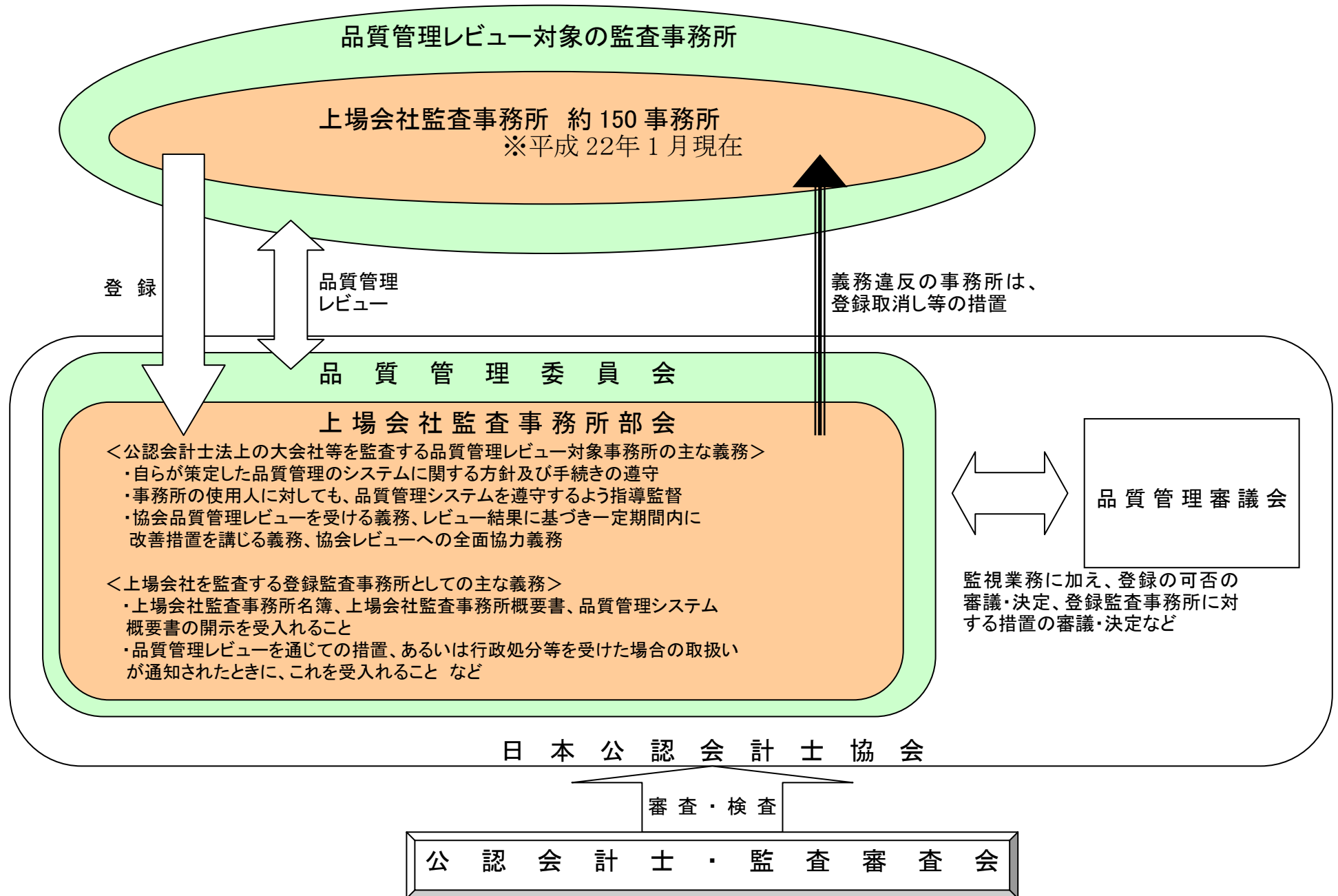
○品質管理レビューの実施状況

(事務所数)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
品質管理レビュー	87	94	140	137	131	120
フォローアップ・レビュー					104	68
再フォローアップ・レビュー					—	14



協会による上場会社監査事務所の登録等



公認会計士法に基づく公認会計士・監査法人に対する処分等の体系

【 公 認 会 計 士 】

	戒 告	業 務 停 止	登 録 抹 消	課 徴 金	業 務 改 善 指 示
虚偽証明（故意）	/	○	○	○(※2)	/
虚偽証明（過失）	○	○	/	○(※2)	/
法 令 違 反	○	○	○	/	○(※1)
著しく不当な業務運営	○	○	/	/	○(※2)

【 監 査 法 人 】

	戒 告	業 務 停 止	解 散 命 令	課 徴 金	業 務 改 善 指 示	業 務 改 善 命 令
虚偽証明（故意）	○	○	○	○(※2)	/	○(※2)
虚偽証明（過失）	○	○	○	○(※2)	/	○(※2)
法 令 違 反	○	○	○	/	○(※1)	○(※2)
著しく不当な業務運営	○	○	○	/	○(※1)	○(※2)

(※1)平成15年法改正により、平成16年度から導入。

(※2)平成19年法改正により、平成20年度から導入。

協会及び審査会による品質管理の運用状況

○協会による品質管理レビュー報告書交付状況

(監査事務所数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
限定事項のない結論	60	75	69	98	83
限定事項付き結論	34	59	67	30	37
否定的結論	—	5	1	3	—
合計	94	139	137	131	120

(※)「限定事項」とは、「監査の品質管理」等に適合していない重要な事項をいう。

○審査会による検査等実施状況

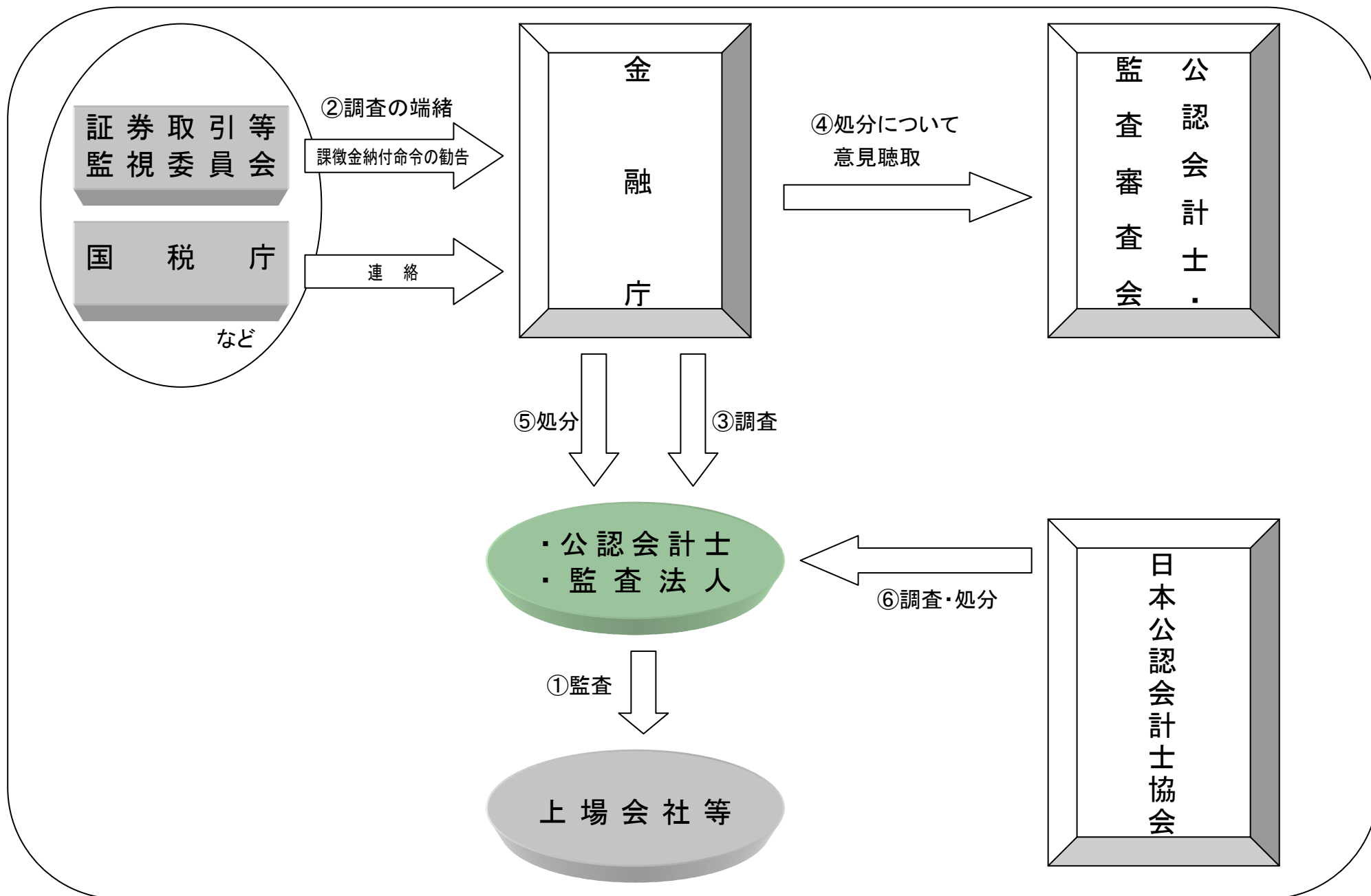
(監査事務所数)

	平成16年度 (H17.11.28現在)	平成17年度 (H18.9.13現在)	平成18年度 (H19.6.30現在)	平成19年度 (H20.6.30現在)	平成20年度 (H21.6.30現在)
報告徴収	62	69	71	32	37
	平成16事務年度	平成17事務年度	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
検査	2	12	16	11	6
	平成16事務年度	平成17事務年度	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
勧告	0	4	3	5	1

公認会計士法に基づく処分事例(平成18年度以降)
〈業務管理体制の不備〉

調査の端緒	処分年月日	事 案	監査法人・公認会計士	処分の内容
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	あずさ監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	監査法人トーマツ	業務改善指示
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	新日本監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 18.6.30	18.7.7	著しく不当な業務運営	中央青山監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 18.11.29	18.12.13	著しく不当な業務運営	有恒監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 19.3.28	19.4.27	著しく不当な業務運営	麴町監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 19.7.5	19.7.18	著しく不当な業務運営	東陽監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 19.10.25	19.11.6	著しく不当な業務運営	なごみ監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 20.2.7	20.2.22	著しく不当な業務運営	KDA監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 20.3.5	20.3.18	著しく不当な業務運営	六本木監査法人	業務改善指示
審査会の勧告 20.3.28	20.4.18	著しく不当な業務運営 同時提供の禁止違反	福北監査法人	業務改善指示 戒告
審査会の勧告 20.4.16	20.4.30	著しく不当な業務運営 同時提供の禁止違反	監査法人夏目事務所	業務改善指示 戒告
委員会の勧告 20.4.22	20.10.24	著しく不当な業務運営	監査法人夏目事務所	業務改善指示
審査会の勧告 21.2.17	21.3.13	著しく不当な業務運営	監査法人ウイングパートナーズ	一部業務停止1年＋ 業務改善命令

個別事案についての公認会計士法に基づく公認会計士等の処分のスキーム



公認会計士法に基づく処分事例(平成18年度以降)
〈虚偽証明〉

処分年月日	虚偽証明の期間	事案	調査の端緒	監査法人・公認会計士	処分の内容
18.5.10	H11.3月期～H15.3月期	故意による虚偽証明 (カネボウ)	告発	中央青山監査法人 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	業務停止2ヶ月
18.5.24					登録抹消
18.7.13	H15.3月期	過失による虚偽証明 (東北文化学園)	外部から連絡	公認会計士	業務停止3ヶ月
18.11.30	H11.3月期～H13.3月期	過失による虚偽証明 (ケイビー)	告発	日栄監査法人 公認会計士 公認会計士 公認会計士	戒告 業務停止6ヶ月 業務停止3ヶ月 業務停止3ヶ月
19.4.27	H14.3月期～H17.9月期	故意による虚偽証明 (TTGホールディングス)	勧告	翔町監査法人 監査法人つばき 公認会計士 公認会計士 公認会計士	戒告 戒告 登録抹消 登録抹消 登録抹消
19.6.4	H16.9月期	故意又は過失による虚偽証明 (ライブドア)	告発	公認会計士 公認会計士 公認会計士	登録抹消
		信用失墜行為(監査補助者)			業務停止9ヶ月 業務停止6ヶ月
19.11.22	H15.3月期～H17.3月期	過失による虚偽証明 (サンビシ)	告発	ビーエー東京監査法人 公認会計士 公認会計士	一部業務停止1ヶ月 業務停止6ヵ月 業務停止6ヵ月
20.7.11	H13.3月期～H17.3月期	過失による虚偽証明 (三洋電機)	勧告	公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	業務停止2年 業務停止2年 業務停止6ヶ月 業務停止9ヶ月
20.10.24	H19.3月期	過失による虚偽証明 (セタ)	勧告	監査法人夏目事務所 公認会計士 公認会計士	一部業務停止1ヶ月 業務停止3ヵ月 業務停止3ヵ月
21.7.8	H20.3月期	過失による虚偽証明 (ゼンテック)	勧告	監査法人ウィングパートナーズ 公認会計士	業務停止1ヶ月+業務改善命令 業務停止3ヶ月
	H17.8月期	過失による虚偽証明 (ペイントハウス)	協会から請求	公認会計士	業務停止1年3ヶ月
	H20.3月期、H17.8月期	過失による虚偽証明 (ゼンテック、ペイントハウス)	勧告 協会から請求	公認会計士	業務停止1年6ヶ月

(※1)平成15年法改正の処分規定は、平成16年4月1日以後にした虚偽又は不当に証明する行為等について適用。

(※2)平成19年法改正の処分規定は、平成20年4月1日以後にした虚偽又は不当に証明する行為等について適用。

(※3)勧告・告発については証券取引等監視委員会によるもの。

公認会計士法に基づく処分事例(平成18年度以降) 〈法令違反〉

処分年月日	事案	調査の端緒	監査法人・公認会計士	処分の内容
18.7.13	自己脱税	外部から連絡	公認会計士	業務停止1ヶ月
18.9.14	自己脱税	外部から連絡	公認会計士	業務停止1ヶ月
20.4.9	信用失墜行為、守秘義務違反 (インサイダー取引)	勧告	公認会計士	業務停止1年6ヶ月
21.6.23	信用失墜行為 (インサイダー取引)	勧告	公認会計士	業務停止3ヶ月
21.12.25	自己脱税	外部から連絡	公認会計士	業務停止1ヶ月

証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る勧告及び告発

(件数)

区分	事務年度	平成17	平成18	平成19	平成20
	課徴金納付命令に関する勧告	0	5	10	12
	刑 事 告 発	4	1	2	4
	合 計	4	6	12	16

協会による監査業務審査会活動状況

【監査業務審査会の調査対象事案】

① 個別監査事案

粉飾決算の疑念・不正経理・架空循環取引・倒産・経営破綻等に関する案件や、近年多く見られる会社の決算訂正に関する情報を目安に調査対象を抽出。

〈最終結論の分類〉

- ・ 審査終了(問題なし)・・・特に指摘すべき事項なしとして審査終了
- ・ 審査終了(意見付記)・・・監査慣行から監査手続の不備とは言えないまでも今後の監査業務に参考となる意見を付記したうえで審査終了
- ・ 勧告・・・下記分類(綱紀審査会回付)には至らないものの、監査手続等において不十分な点があるとして勧告し、必要に応じて改善措置の状況について回答を求める。
- ・ 綱紀審査会回付・・・法令等違反の事実については原則として審査を要するものとして綱紀審査会へ回付。

② 監査人途中交代事案

公開会社の監査において、監査人の途中交代(任期满了前)の場合、交代の経緯及び引継の状況等を把握するため、前任及び後任監査人に対して、文書による照会を行う。

③ 特定調査事案

業種を特定した監査時間、監査報酬あるいは業種全体としての監査実施状況の把握のための調査や会長が必要と認めた特別事案の調査。

④ 倫理事案

公認会計士法、税理士法、会則、規則の違反や犯罪等の行為が行われた場合は、調査を行い、それが事実と判断された場合は綱紀審査会への回付。

○調査事案の発生・処理状況

〈件数〉

	繰越案件 (20年7月以前から)	新規案件 (20年8月~21年7月)	処理案件 (20年8月~平成21年7月)				未処理案件
			(問題なし)	(意見付記)	(勧告)	(綱紀審査会回付)	
①個別監査事案	27	65	12	7	21	11	41
②監査人途中交代事案	11	44	4	44			7
③特定調査事案	0	0	0				0
④倫理事案	0	4	2	2			0

関係条文

継続的専門研修(CPE)関係

公認会計士法

(研修)

第二十八条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令

(研修の受講)

第一条 公認会計士(公認会計士法(以下「法」という。)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)は、一事業年度(四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)につき、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)が行う研修(法第二十八条に規定する研修をいう。以下同じ。)を四十単位(第三条において「必要単位数」という。)以上受けるものとする。

2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間を一単位とすることを基本として、研修の方法ごとに協会が定めるところによる。

品質管理レビュー関係

公認会計士法

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。)の調査を行うものとする。

2 協会は、定期的に、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング制度関係

公認会計士法

(勧告)

第四十一条の二 審査会は、第四十九条の四第二項又は第三項の規定に基づき第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。)の調査を行うものとする。

2 協会は、定期的に、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に係るある場所に立ち入り、その業務に係るある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十九条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限(次に掲げるものに限る。)を審査会に委任する。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

(略)

公認会計士及び監査法人に対する業務改善指示及び処分関係

公認会計士法

(懲戒の種類)

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 登録の抹消

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合には、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行つた場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(指示)

第三十四条の二 内閣総理大臣は、公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二条第一項の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるときは、当該公認会計士に対し、必要な指示をすることができる。

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律(第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。)若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること(同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に参与することを禁止することを除く。)ができる。

2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

3 内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に参与することを禁止することができる。

(略)